

第五條 党は左の機関を置く。

一、党大会、党大会は党の最高決議機関として毎度開き、但一執行委員会が
て必要と認めたら場合に臨時之を開くことを得
六、執行委員会、執行委員会は党の常務執行機関として党大会及委員会の決議に基
づき、諸般の党務を処理す。

三、委員会、委員会在党の常務決議機関として諸般の党務を決議す。

第六條

一、執行委員会は左の如く定期を一年とす。

第七條

一、執行委員会名（各支部より党員三十名下付一若送出す）

第八條

党経費预算は執行委員会に於て原案を作成し大会の協賛を得る事
七要點決算は大会の承認を要するものとす。

第九條

党の会計は執行委員会に於て責任を負ふものとす。

第十條

党規は党大会に於て多数決を以て改正する事を得、

附 則

党細則は別々之れを定む。

勞農民衆党 綱領、政策、規約

綱 領

一、我等は無產階級の生活権を確立し合法的手段に依り政治並に經濟組織の改革を期す。

二、我等は資本主義の生産並に分配方法上、實力不合理なる諸制度の改革を期す。

三、我等は特權階級の私利害を代表する既成政党並に社會進化の過程を無視する急進主義者を
排し該念政治の徹底的改革を期す。

政 策

政 治

一、普遍選挙の徹底、二、議院制度の改革、三、無產階級運動を抑壓する諸法令の撤廃、

四、殖民地於ける差別の撤廃、五、軍備の縮少と兵卒待遇の改善、六、徵兵制度の基く人

人並家族の窮乏者扶助実施、七、財政並に税制の根本的改革、(1)地租、所得税、相続税、資

本利子率、累進賦課、(2)生治社需品の消費税撤廃、(3)金融機関の民衆化、八、教育制

度の根本的改革、(1)普通教育の公費制徹底、(2)高等教育機関の民衆化、(3)剝削的教育

の打破、十、寛罪並に不當拘束に対する國家の補償、十一、國民外交の確立、